

令和2年2月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和2年3月6日（金） 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時38分

場所 第6委員会室

出席委員 飯塚俊彦委員長

萩原一寿副委員長

関根信明委員、小川真一郎委員、新井一徳委員、岩崎宏委員、小島信昭委員、杉田茂実委員、石川忠義委員、木村勇夫委員、守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

小池要子環境部長、安藤宏環境部副部長、田中淑子環境部副部長、佐藤卓史環境政策課長、松井明彦温暖化対策課長、石塚智弘エネルギー環境課長、堀口郁子大気環境課長、酒井辰夫水環境課長、山井毅産業廃棄物指導課長、河原塚啓史資源循環推進課長、島田厚みどり自然課長

[農林部関係]

牧千瑞農林部長、野口典孝農林部副部長、小畑幹農林部副部長、根岸章王食品安全局長、前田幸永農業政策課長、横塚正一農業ビジネス支援課長、片桐徹也農産物安全課長、丸山盛司畜産安全課長、佐藤正行農業支援課長、山岸典夫生産振興課長、荒木恭志森づくり課長、林淳一農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第26号	埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例	原案可決
第34号	埼玉県卸売市場条例を廃止する条例	原案可決
第41号	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第42号	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第52号	令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）のうち環境部関係及び農林部関係	原案可決
第58号	令和元年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第69号	埼玉県森林環境譲与税基金条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第1号	種苗法の改定に関する意見書を国へ提出することを求める請願書	不採択

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

関根委員

- 1 県内に、保守点検業者は何社あり、浄化槽管理士はどれくらいいるのか。
- 2 浄化槽保守点検業者は小さいところが多いと感じているが過度な負担にならないか。
- 3 浄化槽管理士が研修を受講することで、どのような効果があるのか。特に、県内では単独処理浄化槽の転換や、法定検査の受検率の低さが課題となっているが、それらにも寄与するのか。
- 4 研修の費用はどのくらいかかるのか。

水環境課長

- 1 平成30年度末現在、県に登録されている保守点検業者は508社あり、浄化槽管理士は1,608人である。
- 2 研修の日程は1日を考えている。現在も、保守点検業者として登録更新のための講習を受講している。個人営業で行っている小さな業者は受講回数が増加しないので、大きく負担が増えるものではない。
- 3 浄化槽の処理性能の向上や、コンパクト化に伴う技術の高度化に関する新たな知識や技術の習得が図られることになるため、適正・適切な保守点検が行われることになる。また、研修では、地域の実情に応じた講義も行うため、県の浄化槽施策や法定検査受検状況等を理解いただく機会となる。そのため、法定検査の受検や単独処理浄化槽の転換を進める効果が期待できる。
- 4 全国浄化槽団体連合会や日本環境整備教育センターが実施する研修は1万円の予定と聞いている。県の浄化槽協会が毎年実施している講習は7千円である。研修受講料は指定研修機関が申請してくることになるが、重い負担にならないよう設定したい。

関根委員

この背景としては、資格を持っている人に研修を受けてもらい、浄化槽の管理をしっかりとやっていくということでもいいか。

水環境課長

そのとおりしっかりやっていく。

石川委員

- 1 鳥獣保護管理対策費のマイナス補正の理由に、業務委託の中止等という説明があったがこの内容について、詳しく説明をお願いします。
- 2 身近な緑の保全・創出事業の8,834万3千円の減額補正については補助申請が減っているということだが、身近な緑の中の壁面、芝生化及び民間施設のそれぞれについて、いくつ見込んでいて実際いくつだったか説明をお願いします。

みどり自然課長

- 1 1点目の鳥獣保護管理対策費の委託事業費の減については、狩猟者の育成という観点で森の番人育成事業費というものがある。金額としては346万7千円減だが、主に2

点あり1点目は初心者狩猟者に対する研修、保護管理担手研修というものを行っている。豚コレラの発生の時期に重なり、指導者である狩猟者がイノシシの捕獲対策に従事するため実施することができなくなり中止にした。これが286万円減で、もう一つは東京都と初心者に対して研修を行う共同捕獲というものを実施しているが、2回目の飯能市での実施予定が、台風19号の影響によって現場に行くための道路が崩落したため中止にした。これが50万8千円減で、その他と合わせて346万7千円の減額をしたものである。

- 2 身近な緑の保全・創出事業については、大きく分けて民間施設緑化と市町村施設緑化、また園庭・校庭の芝生化というものがある。民間施設緑化については、4件予定していたが補助申請額がそれぞれ下回ったことによって予算額6,000万円に対して4,523万7千円の見込みになっている。また、市町村補助については、11件の予定が13件に増えたが、予算4,500万円に対して1件当たりの単価が減ったことによって、3,321万6千円になっている。もう一つ園庭・校庭の芝生化については、当初25件8,690万円の見込みだったが、実績としては22件6,351万円となり、2,339万円の減額をするものである。

守屋委員

- 1 環境科学国際センターの5,300万円の減額補正の内訳についての説明をお願いします。
- 2 民間資金を活用した研究の実施が見込みを下回ったとあるがどのような結果だったのか。
- 3 資料2の3ページ目、広域廃棄物処理推進費の補正理由が契約差金となっているが、その中身について伺う。

環境政策課長

- 1 5,300万円の減額の内訳については、試験研究費が3,573万6千円、光熱水費等の節減が539万1千円、研究機器の購入の際の差金が769万円などである。
- 2 民間資金の獲得については、当初予算では30件、8,900万円を見込んでいたが、実際は19件、5,300万円の採択となった。

資源循環推進課長

- 3 広域廃棄物処理推進費については、寄居にある環境整備センター、最終処分場の運営費になっている。補正の内容については、埋立地やその周辺の雑草刈払いなどの業務委託が10本ほどあり、その契約差金の合計が約3,500万円となっている。また、埋め立てや周辺道路の補修など10本の工事があり、その契約差金の合計が約2,100万円となっている。この他は、光熱水費等の節減により、合計6,999万1千円の減額補正となっている。

守屋委員

環境科学国際センターについては、これからも予算の関係でもなるべく削減せずに頑張っていたきたい。(意見)

新井委員

- 1 次世代自動車普及促進事業費について、当初予算で燃料電池自動車の補助を60台、

燃料電池バスの導入補助は3台を見越して予算を組んでいたと思うが、その申請状況はどうだったのか。

- 2 緑のトラスト運動推進費について、トラスト保全第15号地が選定に至らなかったことによる委託料の減額とのことだが具体的にどういうことか。

エネルギー環境課長

- 1 次世代自動車普及促進事業費の燃料電池自動車の補助については、60台の予算に対して26台の申請があった。燃料電池バス補助については、3台に対して2台の補助実績である。

みどり自然課長

- 2 トラスト保全第15号地の選定については、市町村から応募があった3か所について平成30年度に動植物などの自然環境調査を行った。こうした調査や保全の緊急性や選定基準を総合的に勘案した結果、いずれの候補地も選定には至らなかった。今年度予算には15号地の用地測量の経費として2,213万7千円を計上していたが、選定できなかったなのでその分を減額しているものである。

新井委員

守屋委員の質問の中でも環境科学国際センターの民間資金の獲得について、30件を見込んでいたものが19件になったとの話があった。燃料電池自動車の補助についても当初見込んだ数字よりもかなり少ない。見込みが甘かったのではないか。例年もこのような残額が出てしまっているのか。見込みの根拠をどのように考えていたのか。

エネルギー環境課長

昨年度の補助実績は25台にとどまっていた。今年度は26台であり、ほぼ同じ程度の補助申請であった。今年度は東京オリンピックを控えており、ディーラーから聞いた話ではあるが、注文から納車まで非常に時間がかかっており4か月程度とのことであった。当初60台を見込んだところであるが、予算の台数に達することが難しくなった。燃料電池バスについては、バス事業者からの要望から当初3台を見込んでいたところであるが、バス事業者の都合により1台が見送りとなったために、補助実績は2台となった。このような状況であるが、予算値を予測することができなかったのは新井委員御指摘のとおりである。燃料電池自動車についてメリット等を十分に研究・検討させていただき、技術の進歩を見極めながら施策の推進に取り組んでまいりたい。

環境政策課長

外部資金の採択は年により変動がある。一般財源に限りがある中、研究の質を保持するために外部資金の獲得を目指し努力している。現在もセンター内の審査会で研究内容について精査した上で外部資金に応募しているが、今後、精度を上げるよう努めていく。

新井委員

トラスト保全第15号地については基準を満たさないから選定に至らなかったということだが、選定することを想定して動いていたと思うが、予想外の結果となってしまったということを見ると、選定に至らなかったことによる悪い面での影響はあるのか。例えば、選定に至らなかった場所が保全されないとか悪影響というのは想定されるのか。

みどり自然課長

それぞれ緊急性の面で、用水路の斜面林ですぐ買われるわけではないということや、地元で借地をして保全管理活動をしているというところもあった。地元市は是非トラスト地にということで手を挙げており、今回はトラスト地ということにはならなかったが、例えば、特別緑地保全地区を指定するとか県のふるさと緑の景観地を指定するとか、他の制度も使うことなど地元市と協議しながら保全の可能性を考えていきたい。

小島委員

すぐ買われそうにないと言っていたが、予算を余らせたなら同じことではないかと思う。主な基準で市町村から推薦してきたものをはじいたわけだから、その基準を教えてほしい。

みどり自然課長

基準は主に6点ほどある。優れた自然環境や歴史的環境を有していること。原則5.0ヘクタール以上あること。保全の緊急性が高いこと。法令等で保全される見込みがあるものは除くこと。地元市町村の保全計画に位置付けがあり、地元の協力が得られること。生物多様性などの点で保全が特に必要と認められる場所であること、と絶対的なものではないが、こういった基準に沿って選定を行ったものである。

【付託議案に対する討論（農林部関係）】

守屋委員

- 1 埼玉県内に卸売市場は何か所あるのか。
- 2 許可から認定に変わる中での影響はどうなるのか。県の管理はどうなるのか教えてほしい。
- 3 森林環境譲与税について、処分する基金の用途は何か。

農業ビジネス支援課長

- 1 県内には全体で30の卸売市場がある。内訳は国が認可している中央卸売市場が1か所、県が許可している地方卸売市場が27か所、地方卸売市場の規模の基準に満たない卸売市場が2か所となっている。
- 2 認定した地方卸売市場には法律に基づきこれまでと同様、指導助言を行うことになる。今後の影響はあまりないと考えている。

森づくり課長

- 3 森林環境譲与税は県、市町村にそれぞれ国から直接配布される。法では譲与税の用途について定められており、市町村の用途は森林の整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の推進とされており、県の用途は市町村が税を活用して行う施策の支援に充てるとされている。

関根委員

- 1 県条例を廃止することによって、県の地方卸売市場への関与はどのように変わっていくのか。
- 2 許可と認定の違いについて教えてほしい。
- 3 各卸売市場が改正法に適切に対応できるよう県はどのような取り組みを行っていくのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 これまで、県は地方卸売市場の開設に許可を行ってきたが、今後は、開設の認定を行うことになる。認定を行った地方卸売市場には指導助言を行うことになる。これまで、卸売業者に対して卸売業務の許可を行ってきたがこれは、廃止になる。卸売業の指導、助言は開設者が行うことになる。開設者が卸売業者に対する指導、助言を怠ったり、特定の出荷者、買受人に対して差別的な取扱いを行った場合には、県は改正法に基づき措置命令を出して是正を求めることができるようになる。命令に従わない場合は認定を取り消すことができることになっている。
- 2 許可と認定の違いは、これまで許可がなければ卸売市場の開設、卸売業ができなかった。改正法では、許可を受けなくても卸売市場を開設することができるように規制が緩和された。一方、規制緩和により生産者や小売店などが不利益を受けないようにするために、差別的な取扱いを行わないこと、取引結果を公表するといった一定の要件を満たす卸売市場を県が認定する制度となった。
- 3 認定を受けた市場は、これまでと同様に地方卸売市場という名称を使うことができる。認定を受けない卸売市場は地方卸売市場という名称は使えないことになる。卸売市場の開設が許可から認定に変わっても公正な取引を行う卸売市場を県内に確保していく必要があると考えている。このため、県では改正法に関する研修会や業務規程の作成や認定申請に関する説明会の開催、卸売市場関係者との意見交換会を行って、各卸売市場が改正法に適切に対応できるよう支援してきた。現在は、個別に業務規程や申請書の作成に向けた支援を行っている。

関根委員

30ある卸売市場に再度、認定申請をしてもらうのか。認定申請をしなくても問題ないのか。今後、卸売市場を開設したいという動きがあるのか。

農業ビジネス支援課長

現在の地方卸売市場は、地方卸売市場という名称を使うのであれば、認定を受ける必要がある。27の地方卸売市場と小さい2つの卸売市場に対して認定申請をしていただくよう推進している。現在、新規の開設についての情報は来ていない。

小川委員

減額補正の金額の大きい次の事業について、その減額理由を聞きたい。

- 1 農地防災事業について
- 2 経営体育成条件整備事業について
- 3 林業・木材産業構造改革事業について

農村整備課長

- 1 今回の農地防災事業の減額補正は、当初予算に対する国の内示差により行うものであり、予算に対する国の内示の充足率は94%にのぼっている。農村整備に係る公共事業は、大部分が国庫補助事業となっており、予算も国費の割当てにより左右される傾向が強い。

農業ビジネス支援課長

- 2 経営体育成条件整備事業の減額補正の主な理由は、12月定例会で増額補正した台風

第19号などで被災した農業用施設・機械の再建、修繕等に必要な費用を助成する事業分について、要望調査を実施する中で要望額が補正額を大幅に下回ったためである。

森づくり課長

3 林業・木材産業構造改革事業の減額については、製材業者等事業主体の要望の取り下げによるものである。

小川委員

- 1 農地防災事業について、国庫補助の獲得努力についてはどのようにしているのか。
- 2 経営体育成条件整備事業について、要望が少なかったということであれば、農家に十分なPRがなされていたのか。
- 3 林業・木材産業構造改革事業について、増額したものと減額したものとの関係は何か。

農村整備課長

1 農地防災事業について事業進捗を図るため、国に対して粘り強い調整や、追加予算や補正予算について要望を随時行っている。この結果、全国での農地防災事業の充足率が86%であるところ、埼玉県は94%となっており、一定の成果があったと考えている。

農業ビジネス支援課長

2 経営体育成条件整備事業について国の補正事業が決定してから市町村を通じて生産者に対して事業の周知、説明会を実施してきた。特に市町村が被害調査を進める中で事業のPRを行ってきているのでPRは十分できていると考えている。

森づくり課長

3 林業・木材産業構造改革事業について減額したものは昨年度要望を取りまとめ当初予算として計上したものである。増額したものは、木材産業の国際力強化を目的とした国の補正に伴い、新たに要望を調査し計上したものである。

石川委員

園芸振興対策費の減額の理由は何か。

生産振興課長

園芸振興対策費のうち埼玉県産地パワーアップ事業で減額補正するものである。この事業は、国の補助事業で補助率は2分の1。令和元年度は2件を予定していた。1件は所沢市の茶加工施設で、当初計画より事業費が増え、自己負担分が調達困難等の理由で事業中止の経営判断に至り事業中止になった。もう1件は川越市のかぶ生産グループに対するもので、取組生産者数の減少やハウス規模の変更等により減額となった。その代わりとして、横瀬町のぶどう生産者が雨よけ栽培資材を導入した。これらを差し引いて、2億7,511万4千円の減額補正を行うものである。

石川委員

横瀬町のぶどう雨よけ栽培のように新たな希望はなかったのか。

生産振興課長

新たな希望はなかった。横瀬町のぶどう雨よけ栽培資材は前年度に実施する予定であったが、準備が間に合わなかったため、今年度、改めて要望があり追加した。

木村委員

県と市町村の譲与税額はいくらか。また、税の仕組みについて教えてほしい。

森づくり課長

まず仕組みについては、県、市町村への譲与は今年度から始まっているが、森林環境税については令和6年度から年間1人当たり1,000円が徴収される。譲与税額については、今年度は県が9千万円、市町村が3.6億円、令和2、3年度は県が1.3億円、市町村が7.6億円、令和4、5年度は県が1.3億円、市町村が9.8億円、令和6年度以降は県が1.3億円、市町村が12.1億円が譲与される予定である。

木村委員

森林環境税徴収に先立って譲与されるということだが、そういうものなのか。

森づくり課長

森林整備の課題もあり、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用して先行譲与すると聞いている。

新井委員

譲与税の今年度の活用方法は何か。

森づくり課長

市町村の森林整備促進のため、過去に間伐などの作業をした履歴をデータとして整備し、市町村へ提供する。また、人材育成、担い手確保の点から林業従事者育成のため、埼玉県林業技術者研修など各種研修を実施した。さらに、木材利用の促進のため市町村の公共施設における県産木材の利用が進むよう、木造建築アドバイザーの派遣、市町村職員を対象とした木造建築に関する講習会や、木育指導員の養成、木育キャラバンの開催などを行った。

新井委員

それでは県の使途はソフト事業のみか。

森づくり課長

そのとおりである。

新井委員

条例を作る必要性は何か。

森づくり課長

法により使途の公表が義務付けられていることから、適正な使途に用いられていることを対外的に明確にするためである。また、委託差金などにより執行残額が生じていること

から、これを目的外に使用することがないよう基金を設置し、区分経理する必要がある。

新井委員

この税は人口割も要素として計算されていることから都市部に多く配分されている。より山側に多く配分されるよう割合の見直しなどへの県の認識はどうか。

森づくり課長

人口割による配分が3割で計算されており、今年度は市町村全体で3.6億円、うちJR八高線以西の山側市町村へ1億円、それ以外の都市部市町へ2.6億円の配分となっている。これでは山側市町村の森林整備費用が不足することが考えられることから、都市部が山側に対して何ができるのか、山側は何を求めているのかなど、山側市町村と都市部市町との意見交換を行っており、今後は双方市町村をマッチングすることを検討している。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第1号）】

小川委員

種苗法の改定に関する意見書を国へ提出することを求める請願書について、不採択の立場から発言する。今国会に提出が予定されている種苗法の一部改正は、優良品種の海外流出の防止や対象地域以外での栽培を制限できるようにするのが柱となっている。我が国の農業者が優良品種を持続的に利用していくことが可能となるよう、より実効性のある品種保護制度とするためのものである。

その上で、個別の請願内容に対する主な意見を述べる。1では、農業者の自家増殖を原則自由とすることを主張しているが、許諾制にすることで、増殖する者が明らかになり、違法な海外流出を抑止する効果がある。2では、国・地方公共団体が育成した品種について、農家の自家増殖の権利を認めることに対して、より実効性のある品種保護制度とするため、公共団体の登録品種の増殖についても、自家増殖を含め、育成者の許諾に基づくべきとの農林水産省の有識者会議の意見がとりまとめられており、その方向で法改正の準備が進められている。3では、新品種登録の審査に農家代表者及び生物学者が関われるようにするに対しては、審査の現地調査では、大学教授、試験研究機関等の育種等の知識及び経験が豊富な者の中から選定されており、現状でも審査要領に基づき、厳正・公平に審査されている。4では、育成者権者が農業者に対して権利侵害を濫訴しないよう、第三者機関で事前に権利侵害か否かを判定する制度を設けることに対しては、農林水産省の有識者会議では権利侵害の立証の手続き改善についても検討されている。

よって、本請願は不採択とすべきと考える。

石川委員

種苗法の改定に関する意見書を国へ提出することを求める請願書について、現行制度の下では優良な日本の農作物等の新品種が海外に流出・栽培されたり日本から輸出できていたものができなくなるなど、我々としてもこうした事態には危機感を持っている。

しかしながら、一方で種苗法改正によって農家の自家増殖が「許諾性」になれば、農家の経済的・人的な負担増や営農意欲の減退も懸念され、さらに日本農業の衰退をもたらす

おそれもある。よって、本請願は採択すべきものとする。

木村委員

今請願に賛成し、採択の立場から発言する。今国会に上程することが予定されている種苗法の一部改正案では、品種登録時に利用条件を付け、優良品種の海外流出や、育成した地域以外での栽培を制限できるようにすることが柱となっている。品種の権利維持は重要であり、この法律改正の趣旨は理解できるところである。

しかしながら、この請願にあるように、法改正と同時に農家の事務や許諾に関する費用が増えることも懸念されることも事実である。この請願は、種苗法の改正そのものに反対しているわけではなく、農家の懸念を払しょくするための要望を加えたものと認識している。育成者の権利を守ると同時に、中小・零細農家を守っていくことも重要であるとの認識から、この請願に賛成する。

守屋委員

種苗法の改定に関する意見書を国へ提出することを求める請願書について、採択を求めるための意見を申し上げる。今通常国会に提出予定の種苗法改正案には、農家が登録品種の自家増殖を行う場合に育成者権者に許諾を求める内容が盛り込まれている。自家増殖が禁止となれば、農家は種や苗を全て購入しなければならない。厳しく注視する必要がある。農民運動全国連合会の方たちからは、「種苗法の改悪案」は、種とりやトマトの脇芽の挿し木、さつま芋の苗とりなどしたければ、育成者の許諾を取れという制度に変えられ、農家は種や苗は全て購入することになる。これは、国連総会で採択されている農民の権利宣言第19条1のdが規定する「自家農業採集の種苗を保存、利用、交換、販売する権利」を踏みにじるもので許されないと話されていた。日本の基幹農業従事者の42%が70歳以上になり、農業者の減少の中で更に追い打ちをかけるような種苗法の改正案は、個人農家の離農に拍車をかけてしまう。大手企業やグローバルアグリビジネスにより品種が独占されていけば、日本の農業文化・伝承技術も、農民の種・種苗の権利や種の多様性も失うことにつながると危惧するものである。よって、以上の理由により採択を求める。
